年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

| 1. 今回のあっせん等の概要 | 1. | 今回の | あっ | せん | 等0 | つ概要 |
|----------------|----|-----|----|----|----|-----|
|----------------|----|-----|----|----|----|-----|

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、昭和60年2月は22万円、同年3月から同年6月までは24万円、61年4月から同年9月までは26万円、62年5月及び同年6月は28万円、63年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月から同年6月までは34万円、平成元年4月から同年9月までは36万円、2年4月から同年9月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記の各期間について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB事業所における資格喪失日に係る記録を平成14年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年9月3日から平成3年3月1日まで

② 平成14年3月21日から同年4月1日まで

A事業所に勤務していた申立期間①において、ねんきん定期便に記載されている保険料の納付額に比べ、給与明細書に記載されている控除額のほうが多くなっている月があるので、当該月について、実際に控除されていた保険料に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

また、B事業所に勤務していた申立期間②について、給与明細書によれば 厚生年金保険料が控除されているのに、年金記録が確認できないので、申立 期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間①のうち、昭和60年2月は22万円、同年3月から同年6月までは24万円、61年4月から同年9月までは26万円、62年5月及び同年6月は28万円、63年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月から同年6月までは34万円、平成元年4月から同年9月までは36万円、2年4月から同年9月までは38万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立期間①のうち上記の各月に係る申立人の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①について、オンライン記録上の標準報酬月額どおりの届出を行っていたことを認めていることから、事業主は、申立期間①のうち上記の各月について給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は当該保険料控除額及び報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、i)昭和 61 年 3 月、62 年 4 月、63 年 1 月、平成元年 3 月及び 2 年 3 月について、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っていることが確認できるが、給与明細書で確認できる各月の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。また、ii)昭和 59 年 9 月から 60 年 1 月まで、同年 7 月から 61 年 2 月まで、同年 10 月から 62 年 3 月まで、同年 7 月から同年 12 月まで、63 年 7 月から平成元年 2 月まで、同年 10 月から 2 年 2 月まで、及び同年 10 月から 3 年 1 月までについて、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致、又は少なくなっていることが確認できる。さらに、iii)平成 3 年 2 月について、申立人及び事業主は、事業主により給与から控除された保険料控除額を確認できる関連資料を有していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、上記の各期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

申立期間②について、雇用保険の記録、B事業所の事務担当者の回答及び給

与明細書により、申立人はB事業所に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB事業所における平成 14 年 2 月のオンライン記録及び同年 3 月の給与明細書の保険料控除額から、32 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した か否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年1月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年1月から46年1月までは5万6,000円、同年2月は8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月20日から46年3月30日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所本社から同事業所B工場に転勤し働いていた時期であり退職はしていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所(A事業所が名称変更)の回答、申立人が所持する給与明細書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務し(昭和45年1月20日にA事業所本社から同事業所B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる保険料控除額から、昭和45年1月から46年1月までは5万6,000円、同年2月は8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C事業所は不明としているが、申立人が昭和45年1月20日にA事業所B工場において被保険者資格を取得したとする届出や、その後に事業主が行う厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所

(当時)が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は 46 年 3 月 30 日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所 は、申立人に係る 45 年 1 月から 46 年 2 月までの保険料について納入の告知を 行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年6月25日まで

② 昭和26年1月29日から30年4月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については 脱退手当金が支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無 いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と②の間にある2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、未請求となっている被保険者期間は申立期間と同一事業所及び関連事業所であり、申立人が当該期間を失念するとは考え難い。

また、未請求となっている被保険者期間については、申立期間②と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間に係る脱退手当金のみが支給されている上、脱退手当金が支給されたとする額は法定支給額と102円相違しており、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

静岡国民年金 事案 1371

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から5年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から5年10月まで

私が大学生の時、国民年金の制度が変わり大学生も強制加入となったので、実家に市役所から納付書が郵送されてきて、実家の母親がまとめて保険料を納付してくれたはずである。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が実家のある市において国民年金加入手続を行ったと述べているところ、制度上、国民年金への加入や保険料の納付は住民票の所在地において行うこととされており、申立期間当時、申立人の住民票は実家の住所地ではなく、県外に定められていたとみられることから、申立人の母親が、申立人の加入手続を行うことはできなかったと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の同記号番号の被保険者の状況から、申立人の同記号番号は平成7年 11 月頃に払い出されたと推認できる上、申立人が居住する市の電算記録から、申立人の被保険者資格の新規取得に係る届出が同年9月 23 日に行われたことが確認でき、申立人は、同届出により申立人の20 歳到達時に遡って被保険者資格を取得したと考えられる。このことから、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の申立期間に係る保険料を納付したとする申立人の母親は、送付されてきた納付書を用いてまとめて保険料を納付した記憶があると述べているところ、オンライン記録から、申立期間直後の納付済みとされている5年11月から7年3月までの保険料が、同年11月27日に発行された納付書により同年12月20日に過年度納付されたことがうかがえる上、同過年度

納付に必要となる金額も、その母親が1回だけまとめて納付したとする金額と近似することから、その母親がまとめて保険料を納付したとする記憶は、同過年度納付を指すものと推認でき、同過年度納付を行った時点では申立期間に係る保険料は既に時効のため納付することができなかったと考えられる。

加えて、申立人の居住する市の電算記録から確認できる申立人の保険料の納付状況でも、平成5年11月以降が納付済みとされており、申立期間に係る保険料が納付されたことはうかがえず、オンライン記録との齟齬も無い。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1372

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から 57 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月から57年1月まで

私は、夫が退職し自営業を始めるため、市役所に国民年金の加入手続に 行った際、職員から私の申立期間に係る保険料を遡って納めるように言わ れ一括で納付した記憶があり、申立期間が未加入期間とされていることに 納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、退職後に夫婦の国民年金加入手続を市役所で行った際、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を遡って納めるように言われ、一括で納付した記憶があると述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年5月にその夫と連番で払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、この頃、初めて申立人の加入手続が行われ、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年2月28日付けで、夫婦共に国民年金被保険者資格を取得したものとみられる。また、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であったことから、制度上、申立人の申立期間に係る国民年金への加入は任意であり、任意加入の対象となる申立期間については、遡って国民年金被保険者資格を取得することも保険料を納付することもできなかったと考えられる。

さらに、申立人の所持する年金手帳にも、申立人が申立期間に係る国民年金被保険者資格を有していたことを示す記載は無く、昭和 57 年 2 月 28 日に初めて被保険者となったとされている上、申立人の居住する市の国民年金被保険者名簿等でも申立期間は未加入期間とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

加えて、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資

料(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1373 (事案 84 及び 865 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から40年3月まで

私の国民年金手帳の資格取得日に昭和 38 年*月と記載されているので保険料を納付しているはずなのに、何度第三者委員会に申し立てても認められないのは納得がいかない。

今回、新たな資料として、旧国民年金法の各条文と年金記録回復委員会が決定した新基準についての新聞記事等を提出する。年金事務所の職員から、新基準の要件を満たしていないと言われたが、私がこれまで提出した資料から、私の国民年金が「消えた年金」であることは明らかなので、認められるべきである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る申立てについては、i)申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 1 月 20 日に払い出されており、このほかに申立人に対して同記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、この頃加入手続を行ったものと考えられ、この時点で申立期間の一部は時効であること、ii)申立人は、毎月保険料を納付していたと述べているが、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録から、40 年 4 月から 41 年 2 月までの保険料を 41 年 2 月に納付したことが確認できることから、加入手続の後、現年度分の保険料から遡って納付開始したことがうかがわれること、iii)申立人は、申立人が所持する国民年金手帳に 38 年*月に被保険者資格を取得したと記載されていることを理由として、同月から保険料を納付しているはずであると主張しているが、国民年金手帳に記載されている資格取得日は、制度上、資格取得したとみなされる申立人が満 20 歳に到達した日が記載されているに過ぎず、必ずしも、この時点から保険料の納付が開始していることを表すもの

ではないこと、iv) 申立人は、申立人の義姉及び友人に係る国民年金保険料の納付記録を提出し、自分と同じ加入及び納付状況であると主張しているが、その義姉及び友人は、申立期間当時、申立人と同じ町内に居住しておらず、申立人とは加入及び納付状況が異なるなど、義姉及び友人の年金記録は申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを推認させる事由とはなり得ないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年3月25日付け及び21年4月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、これまでの申立てと同様、国民年金被保険者資格取得日とされている昭和 38 年*月*日までに国民年金加入手続を行い、以降、保険料を納付していたと主張しているが、今回、当初の申立てに続き、再度の口頭意見陳述を行っても、申立人から申立期間当時の保険料の納付をうかがわせる具体的な内容の陳述、資料の提出は得られず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1374

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から同年9月まで

私は今まで国民年金保険料は前納するか月毎に納付してきており、納付が遅れたことは無い。それなのに、昭和 60 年3月から同年9月までの保険料が未納とされており、同年 10 月分の保険料の領収印の日付が 62 年 12 月 21 日となっているのは理解できない。

保険料の納付を忘れることなど無いと確信しているので、申立期間が未 納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金に関する諸手続を行ったとする申立人の母親は、申立期間について、申立人が会社を昭和 60 年 3 月に退職した際、すぐに市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の居住する市の電算記録から、申立期間を含む同年 3 月から同年 10 月までの期間及び 61 年 5 月から 62 年 8 月までの期間の国民年金被保険者資格は、同年 11 月 12 日の届出により遡って取得したことが確認でき、同届出が行われるまで申立期間は未加入期間であったと考えられることから、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、上記国民年金被保険者資格取得の届出があったとみられる昭和 62 年 11 月を基準とすると、オンライン記録上、保険料が納付済みとされている 60 年 10 月以降は時効前であり、遡って保険料を納付することが可能であったところ、申立人の所持する領収書から、申立期間直後の同年同月及び 61 年 5 月から 62 年 8 月までの保険料を同年 12 月に遡って納付したことが確認できるが、申立期間については既に時効であったため保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人の居住する市の電算記録でも申立期間に係る保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬は無い上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月21日から8年7月1日まで

ねんきん定期便では、申立期間の標準報酬月額が下がっていることになっているが、関連会社からA事業所(親会社)へ戻る過程で起きたことであり、給料の総額も減ってはいないので、実際に得ていた給料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人及びA事業所が提出した申立期間に係る給料明細書から、申立人はオンライン記録上の標準報酬月額を超える給与を得ていたことは確認できるものの、控除された保険料に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A事業所が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により確認できる申立期間の標準報酬月額及び「厚生年金基金加入員資格取得確認および標準給与決定通知書」により確認できる申立期間の標準給与月額は、いずれもオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、A事業所での申立人に係る標準報酬月額が

遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺 事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月1日から35年1月10日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所では弟と一緒に勤務し、弟には厚生年金保険の被保険者期間があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の弟、元社会保険事務担当者及び元同僚の証言から、申立人は、申立期間のうち一部期間についてA事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、上述の元社会保険事務担当者は、「申立人の弟は厚生年金保険に加入 したが、申立人は給料の手取りが減るからという理由で厚生年金保険に加入しな かった記憶がある。当時は本人の希望で厚生年金保険に加入しない人がいた。」 と証言している。

また、オンライン記録から、申立期間中にA事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の元従業員は、「自分が入社したとき、事務担当者から厚生年金保険に加入するか聞かれた記憶がある。」と証言している上、元従業員が記憶する同僚の中には、A事業所の事業所別被保険者名簿に氏名の見当たらない者が複数いることが確認できる。

さらに、オンライン記録では、A事業所は、昭和 33 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同日より前の期間については、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

加えて、A事業所の元事業主の親族は、「A事業所は既に無く、当時の資料も

残されていない。また、事業主も既に亡くなっている。」と回答しており、申立 期間当時の申立人に係る厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について確 認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月8日から39年12月31日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年2月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月1日から同年9月25日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所に おける被保険者資格取得日は、平成2年9月25日との回答を得たが、同年7 月1日から、当該事業所に勤務したと記憶していることから、申立期間を厚生 年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人はA事業所において、平成2年9月25日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同時に申立人に対して厚生年金保険の被保険者記号番号が新たに払い出されていることが確認できる。

また、A事業所が加入しているB厚生年金基金から提出された「厚生年金基金加入員台帳」により、申立人の当該厚生年金基金の加入員資格取得日が平成2年9月25日であることが確認できる。

さらに、A事業所の元事務担当者は、「厚生年金保険と雇用保険の加入手続は 同時に行っていた。」と回答しており、申立人のA事業所における雇用保険の加 入記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが確認できる。

加えて、C市に照会したところ、申立人は申立期間中に国民健康保険に加入しているとの回答を得た。

なお、申立人が同僚として名前をあげた者及び当該事業所にて厚生年金保険の 被保険者記録が確認できる複数の元従業員は、「履歴書については、面接の際に 提出している。」と証言しているところ、A事業所が保管する申立人の履歴書の 日付欄には「平成2年9月18日現在」と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。